

那 霸 市 公 報

第 1 4 5 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課) 3
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課) 3
- 那覇市緑化センターの指定管理者の指定について(花とみどり課) 3
- 「那覇市収入役」を「那覇市会計管理者」とみなすことについて(出納室) .. 4
- 那覇広域都市計画用途地域の変更について(都市計画課) 6
- 平成 18 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)(財政課) 7
- 平成 18 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 3 号)
(区画整理課) 12
- 平成 18 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 号)
(市街地整備課) 14
- 平成 18 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
(ちゃーがんじゅう課) 16
- 平成 19 年度一般廃棄物処理実施計画について(環境政策課) 17
- 平成 19 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について
(環境政策課) 25

公 告

- 那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更
について(区画整理課) 26
- 那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画変更について
(区画整理課) 27
- 道路位置の指定及び変更・廃止について(建築指導課) 28

- 都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) 28
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
(道路建設課) 29

議会訓令

- 那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令 30

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 31
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について 31

病院告示

- 平成 18 年度那覇市病院事業会計補正予算 (第 3 号) 32
- 平成 19 年度那覇市病院事業会計予算 33

教育委員会規則

- 那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則 36

教育委員会訓令

- 非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を改正する訓令 37

教育委員会教育長訓令

- 那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令 38
- 那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令 39
- 那覇市教育委員会局議規程等の一部を改正する訓令 48

告 示

那覇市告示第 1 3 8 号

平成 1 9 年 3 月 9 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 4 2 号

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 4 3 号

平成 1 9 年 3 月 2 2 日

掲 示 済

那覇市緑化センターの指定管理者の指定について

那覇市緑化センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 19 年 2 月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
 名 称 那覇市緑化センター
 所在地 那覇市おもろまち 3 丁目 2 番 1 号 (新都心公園内)
- 2 指定管理者となる団体
 名 称 エコ・グリーンなは
 所在地 那覇市首里末吉町 3 丁目 57 番地の 6
 代表者 松 田 茂 安
- 3 指定期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 1 5 7 号

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

掲 示 済

「那覇市収入役」を「那覇市会計管理者」とみなすことについて

平成19年 4 月 1 日より「那覇市収入役」が「那覇市会計管理者」へ変更になることに伴い、既に納付書等に印字されている「那覇市収入役」は、当分の間「那覇市会計管理者」とみなすこととする。

那覇市長 翁 長 雄 志

該当する納付書等一覧

課 名	納 付 書 等 の 名 称
出納室	事前調定用納付書 (I・D01)
出納室	事後調定用納付書 (I・D02)
納税課	督促状兼領収証書
納税課	延滞金催告書兼納付書
納税課	口座振替不能通知書兼納付書
納税課	固定資産税納付済通知書
納税課	市県民税納付済通知書
納税課	軽自動車税納付済通知書
納税課	軽自動車税催告書
納税課	軽自動車税最終催告書
納税課	分納用共通用納付書
納税課	特徴納入書
納税課	法人用納付書

納税課	手書き用納付書 (特別徴収)
納税課	手書き用納付書 (固定資産税)
納税課	手書き用納付書 (軽自動車税)
納税課	手書き用納付書 (市県民税)
納税課	手書き用納付書 (法人市民税)
納税課	払込取扱票
資産税課	固定資産税納税通知書 (当初)
資産税課	固定資産税納税通知書 (随時課税・税額更正通知書<兼納付書>)
資産税課	払込取扱票 (郵便局用の固定資産税払込用紙)
市民税課	法人市民税納付済通知書
市民税課	事業所税納付済通知書
市民税課	市民税・県民税納税通知書
市民税課	市県民税特別徴収納付済通知書
税制課	軽自動車税納税通知書
税制課	入湯税納付済通知書
税制課	市たばこ税納付済通知書
国民健康保険課	納税通知書兼納付書 (HK60)
国民健康保険課	口座振替不能通知書兼納付書 (HZ65)
国民健康保険課	端末用納付書 (HZ93)
国民健康保険課	郵便局用納付書 (連続) (HK68)
国民健康保険課	郵便局用端末納付書 (HK92)
国民健康保険課	税額変更通知書兼納付書 (HK64)
国民健康保険課	口座振替 M T 外納付書 (HZ64)
国民健康保険課	口座振替領収書 (HZ66)
国民健康保険課	現金領収書
国民健康保険課	医療費返納金納付書 (HR72) 県内用
国民健康保険課	医療費返納金納付書 郵便局用
労働農水課	公設市場使用料 (当初) 納付書
労働農水課	公設市場使用料納付書
労働農水課	公設市場電気・水道料納付書
市営住宅室	市営住宅家賃納付済通知書
市営住宅室	市営住宅駐車場使用料納付済通知書
市営住宅室	市営住宅家賃納付済通知書 (督促用)

市営住宅室	市営住宅駐車場使用料納付済通知書(督促用)
市営住宅室	市営住宅家賃納付済通知書(振替不能用)
市営住宅室	市営住宅家賃納付通知書(再発行)
市営住宅室	市営住宅駐車場使用料納付通知書(再発行)
こどもみらい課	幼稚園保育料納付通知書
こどもみらい課	幼稚園預かり保育料納付通知書
こどもみらい課	入園料・保育料納付書(口座振替不能用)
こどもみらい課	預かり保育料納付書(口座振替不能用)
こどもみらい課	那覇市立幼稚園 入園料・保育料納付済通知書
こどもみらい課	那覇市立幼稚園 預かり保育料納付済通知書
こどもみらい課	保育料納付済通知書(連長)
こどもみらい課	保育料納付済通知書(口座振替不能用)
こどもみらい課	保育料納付済通知書(A 4)
こどもみらい課	一時的保育料納付済通知書
こどもみらい課	延長保育料納付済通知書(A 4)
管財課	市有地賃貸料納付済通知書
チャージんじゅう課	那覇市介護保険料納付通知書
チャージんじゅう課	那覇市介護保険料変更通知書
チャージんじゅう課	那覇市介護保険料口座振替不能通知書兼納付書
チャージんじゅう課	那覇市介護保険料(普通徴収)督促状兼領収証書
チャージんじゅう課	那覇市介護保険料口座振替領収書
	上記に類するもの

那覇市告示第 1 5 8 号

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
那覇市港町 1 丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課 (新都心銘苅庁舎 5 階)

那 覇 市 告 示 第 5 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

平成 19 年 (2007 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市一般会計補正予算 (第 4 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市一般会計補正予算 (第 4 号)

平成 18 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,846,205 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103,832,168 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		35,270,858	706,819	35,977,677
	1 市民税	14,912,842	766,792	15,679,634
	2 固定資産税	17,082,903	56,640	17,026,263

	7 入湯税	29,056	3,333	25,723
2 地方譲与税		2,506,322	25,903	2,532,225
	4 特別とん譲与税	17,138	9,097	8,041
	5 航空機燃料譲与税	244,197	35,000	279,197
3 利子割交付金		101,009	29,197	71,812
	1 利子割交付金	101,009	29,197	71,812
4 配当割交付金		78,096	4,624	82,720
	1 配当割交付金	78,096	4,624	82,720
5 株式等譲渡所得割交付金		28,315	34,662	62,977
	1 株式等譲渡所得割交付金	28,315	34,662	62,977
6 地方消費税交付金		2,886,876	84,644	2,802,232
	1 地方消費税交付金	2,886,876	84,644	2,802,232
7 自動車取得税交付金		195,357	31,595	226,952
	1 自動車取得税交付金	195,357	31,595	226,952
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		294,090	73	294,163
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	294,090	73	294,163
10 地方交付税		11,151,658	105,590	11,257,248
	1 地方交付税	11,151,658	105,590	11,257,248
12 分担金及び負担金		1,123,083	18,776	1,104,307
	2 負担金	1,123,082	18,776	1,104,306
13 使用料及び手数料		2,709,835	36,854	2,672,981
	1 使用料	2,038,348	4,767	2,043,115
	2 手数料	671,487	41,621	629,866
14 国庫支出金		22,773,096	96,041	22,869,137
	1 国庫負担金	16,370,880	1,087,404	15,283,476
	2 国庫補助金	6,276,619	1,191,538	7,468,157
	3 委託金	125,597	8,093	117,504
15 県支出金		5,162,979	29,605	5,133,374
	1 県負担金	3,706,018	46,367	3,659,651
	2 県補助金	1,046,162	21,207	1,024,955
	3 委託金	410,799	37,969	448,768
16 財産収入		982,918	165,615	1,148,533

	1 財産運用収入	230,691	1,827	232,518
	2 財産売払収入	752,227	163,788	916,015
17 寄附金		33,995	1,000	34,995
	1 寄附金	33,995	1,000	34,995
18 繰入金		2,880,442	4,361	2,884,803
	1 特別会計繰入金	216,354	6,731	223,085
	2 基金繰入金	2,664,087	2,370	2,661,717
20 諸収入		3,119,554	273,098	3,392,652
	2 市預金利子	305	1	304
	3 貸付金元利収入	1,877,835	135,851	2,013,686
	4 受託事業収入	321,849	746	321,103
	5 雑入	850,134	137,994	988,128
21 市債		8,386,600	595,900	8,982,500
	1 市債	8,386,600	595,900	8,982,500
歳 入 合 計		101,985,963	1,846,205	103,832,168

歳 出

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,623,639	1,523,884	11,147,523
	1 総務管理費	7,118,277	1,561,998	8,680,275
	2 徴税費	1,295,676	6,589	1,289,087
	3 戸籍住民基本台帳費	859,324	4,021	855,303
	4 選挙費	173,073	24,745	148,328
	5 統計調査費	51,894	2,759	49,135
3 民生費		40,148,620	399,721	39,748,899
	1 社会福祉費	13,298,004	210,821	13,087,183
	2 児童福祉費	13,003,865	189,935	12,813,930
	3 生活保護費	13,846,750	1,035	13,847,785
4 衛生費		6,244,030	207,829	6,036,201
	1 保健衛生費	2,641,194	33,908	2,675,102
	2 清掃費	3,602,836	241,737	3,361,099
7 商工費		812,971	7,291	820,262
	1 商工費	812,971	7,291	820,262

8 土木費		17,998,947	197,720	17,801,227
	1 土木管理費	351,193	3,000	354,193
	2 道路橋りょう費	1,571,986	32,578	1,539,408
	3 河川水路費	135,490	605	134,885
	5 都市計画費	11,174,844	9,436	11,165,408
	6 住宅費	3,980,103	158,101	3,822,002
9 消防費		2,966,881	71,911	2,894,970
	1 消防費	2,966,881	71,911	2,894,970
10 教育費		11,476,035	1,192,211	12,668,246
	1 教育総務費	1,734,677	129,021	1,863,698
	2 小学校費	4,137,274	119,143	4,256,417
	3 中学校費	1,250,751	1,012,431	2,263,182
	4 幼稚園費	1,194,692	22,119	1,172,573
	5 社会教育費	1,329,088	19,021	1,310,067
	6 保健体育費	1,829,553	27,244	1,802,309
歳 出 合 計		101,985,963	1,846,205	103,832,168

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費			34,367
	1 保健衛生費		34,367
		後期高齢者広域連合電算処理システム開発	34,367
8 土木費			5,641,833
	1 土木管理費		19,720
		特殊地下壕対策事業	19,720
	2 道路橋りょう費		386,252
		道路新設改良事業（臨時交付金・単独）	194,397
		道路新設改良事業（通常）	183,107
		交通安全施設整備事業（単独）	8,748
	3 河川水路費		2,631
		排水路維持管理事業	2,631

	5 都市計画費		3,596,008
		街なみ環境整備事業	4,284
		都市再生総合整備事業	1,000
		繰出金(土地区画整理事業特別会計)	841,420
		街路整備事業(補助)	2,190,725
		街路整備事業(臨・交)	48,862
		街路整備事業(文化財)	10,024
		公園整備事業(都市・地域整備局補助)	441,282
		公園整備事業(施設局補助)	58,411
	6 住宅費		1,637,222
		久場川市営住宅建替事業	1,518,404
		石嶺市営住宅建替事業	44,268
		宇栄原市営住宅建替事業	74,550
10 教育費			2,319,013
	2 小学校費		1,124,665
		城南小学校校舎建設事業	31,726
		城北小学校屋内運動場危険建物改築工事	646,624
		大道小学校屋内運動場危険建物改築工事	407,990
		アスベスト除去工事(小学校)	38,325
	3 中学校費		1,071,580
		上山中学校校舎建設事業	1,071,580
	4 幼稚園費		88,516
		松川幼稚園園舎建設事業	88,516
	5 社会教育費		34,252
		臨港那覇1号線整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	34,252
合 計		7,995,213	

第3表 債務負担行為補正
変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
OA機器リース料 (花とみどり課)	平成19年度 から平成20 年度まで	6,400	平成19年度 から平成21 年度まで	6,400

第 4 表 地方債補正
変 更

(単位: 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 一般廃棄物処理事業	49,700	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 8 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	39,500	補正前に同じ		
2 道路整備事業	438,300				438,600			
3 都市計画事業	2,389,900				2,408,700			
4 都市公園整備事業	563,700				547,400			
5 市営住宅建設事業	920,700				865,900			
6 消防施設整備事業	25,000				23,900			
7 教育施設整備事業	990,200				1,649,400			

那 覇 市 告 示 第 6 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

平成 19 年(2007 年)2 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 3 号)

平成 18 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 82,041 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,130,795 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 2,866,574	千円 25,125	千円 2,891,699
	6 真嘉比古島 第二繰入金	2,665,896	500	2,665,396
	9 基金繰入金	145,279	25,625	170,904
6 諸収入		6	1	5
	9 小禄南雑入	1	1	0
7 保留地処分金		150,001	106,985	43,016
	3 小禄南保留地処分金	1	1	0
	4 真嘉比古島 第二保留地処分金	150,000	106,984	43,016
9 分担金及び負担金		200,000	180	199,820
	4 真嘉比古島 第二負担金	200,000	180	199,820
歳 入 合 計		4,212,836	82,041	4,130,795

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 土地区整理事業費		千円 4,113,677	千円 82,041	千円 4,031,636
	4 真嘉比古島 第二土地区画整理費	3,945,822	80,681	3,865,141
	5 小禄南土地 区画整理費	143,112	1,360	141,752
3 清算費		36,908	0	36,908
	6 小禄南清算費	19,262	0	19,262
歳 出 合 計		4,212,836	82,041	4,130,795

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 土地区画整理 事業費			1,203,548
	4 真嘉比古島第二 土地区画整理費		1,203,548
		真嘉比古島第二事 業費（補助）	118,266
		真嘉比古島第二事 業費（単独）	1,085,282
合	計		1,203,548

那 覇 市 告 示 第 7 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

平成 19 年（2007 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 18 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 8 , 3 9 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 3 , 9 5 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出 金		千円 218,850	千円 14,180	千円 204,670
	1 国庫補助金	218,850	14,180	204,670
3 繰入金		千円 84,194	千円 1,243	千円 82,951
	1 一般会計繰入金	84,194	1,243	82,951

4 繰越金		千円 1	千円 231	千円 232
	1 繰越金	1	231	232
6 市債		千円 109,300	千円 13,200	千円 96,100
	1 市債	109,300	13,200	96,100
歳 入 合 計		412,345	28,392	383,953

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 都市再開 発事業費		千円 411,780	千円 28,259	千円 383,521
	1 都市再開発事業 費	411,780	28,259	383,521
3 公債費		千円 565	千円 133	千円 432
	1 公債費	565	133	432
歳 出 合 計		412,345	28,392	383,953

第 2 表 地方債補正
変 更

起債 の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法
1 都市 再開 発 事業	千円 109,300	普通 貸借 又は 証券 発行 (登 録公 債)	年 8 % 以 内(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	償還期間は、 据置期間を含 め 3 0 年以内 とする。 償還方法は、 元利均等、元 金均等による。 ただし、財政 の都合により 、据置期間中 であっても繰 上償還し、償 還年限を変更 し、又は借り 換えることが できる。	千円 96,100	補正前に同じ		
計	109,300				96,100			

那 覇 市 告 示 第 8 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

平成 19 年 (2007 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 18 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 0 2 , 3 9 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 , 0 6 8 , 6 7 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		千円	千円	千円
		2,387,733	26,465	2,361,268
	1 介護保険料	2,387,733	26,465	2,361,268
3 国庫支出金		3,300,819	13,669	3,287,150
	1 国庫負担金	2,388,328	17,918	2,370,410
	2 国庫補助金	912,491	4,249	916,740
4 支払基金 交付金		4,201,990	55,805	4,146,185
	1 支払基金交付金	4,201,990	55,805	4,146,185
5 県支出金		2,019,224	24,544	1,994,680
	1 県負担金	1,974,062	27,449	1,946,613
	2 県補助金	45,161	2,905	48,066
7 繰入金		2,590,157	27,512	2,562,645
	1 他会計繰入金	2,233,645	27,512	2,206,133
11 サービス 収入		189,204	154,400	34,804
	1 予防給付費収入	189,204	154,400	34,804
歳 入	合 計	15,371,067	302,395	15,068,672

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 638,183	千円 7,285	千円 630,898
	2 徴収費	38,758	3,615	42,373
	3 介護認定審査会費	207,305	10,900	196,405
2 保険給付費		13,422,733	139,590	13,283,143
	1 介護サービス等諸費	12,622,186	41,409	12,663,595
	2 介護予防サービス等諸費	779,997	180,999	598,998
5 地域支援事業費		462,758	155,520	307,236
	1 介護予防事業費	132,068	40,425	91,643
	2 包括的支援事業・任意事業費	330,688	115,095	215,593
歳 出 合 計		15,371,067	302,395	15,068,672

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
1 総務費			
	2 徴収費	介護保険システム改修事業費（補助）	3,176
合 計			3,176

那 覇 市 告 示 第 9 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

平成 19 年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、平成19年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成19年度一般廃棄物処理実施計画

1 処理区域

那覇市全域

2 処理する一般廃棄物

ごみ、し尿及び浄化槽汚泥(那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第2条第3号に規定する適正処理困難一般廃棄物は除く)

3 一般廃棄物見込み処理量 ごみ107,416t、し尿及び浄化槽汚泥7,747kl

集団・拠点回収は見込み処理量合計から除く。

単位：ごみ(t)、し尿及び浄化槽汚泥(kl)

一般廃棄物の種類	系 統	性状(種類)	収集主体	処理方法	処理量 (内訳)
ご み	家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	直営	焼 却	12,979
			委託業者		34,391
			許可業者		8,546
			自己搬入		246
		燃やさないごみ (有害・危険ごみ 含む)	直営	破碎選別後焼却 (廃蛍光管は除 く)	292
			委託業者		774
			許可業者		192
			自己搬入		6
		粗大ごみ	直営	破碎選別後焼却	123
			委託業者		406
			自己搬入		308
		資源化物	直営	市長の指定する 施設へ搬入	2,101
			委託業者		5,119
			許可業者		434
			自己搬入		13
	事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	許可業者	焼 却	35,303
			自己搬入		105
		燃やさないごみ	許可業者	破碎選別後焼却	794
			自己搬入		2
		資源化物	許可業者	市長の指定する 施設へ搬入	776
			自己搬入		6
	直接資源化 その他	草 木	直営	市長の指定する 施設へ搬入	4,500
			委託業者		
			許可業者		
			自己搬入		
		資源化物 (缶、びん)	拠点回収	資源回収業者	65
		資源化物(紙)	集団回収	資源回収業者	1,000
し尿及び浄 化槽汚泥	-	-	許可業者	市長の指定する 施設へ搬入	7,747

4 ごみ減量・資源化計画

4R(リフューズ・不必要なものは断る、リデュース・減量する、リユース・再利用する、リサイクル・再資源化する)を基本理念に各種啓発事業を推進し、ごみの発生抑制と資源化を図る。

市が収集する家庭系のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

ごみステーションの門口及び分散化(数世帯グループ単位で排出場所指定)等を推進し、不法投棄の防止と分別の徹底を図る。

紙、缶、びん、布、ペットボトル及び草木は、分別収集の徹底、集団回収・拠点回収事業等により資源化を図る。

家庭用生ごみ処理機器購入助成により、生ごみの減量・資源化を図る。

トレーなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。

事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき、減量・資源化の指導を徹底し、ごみの減量・資源化を図る。

事業系古紙については、オフィス古紙(機密文書含む)等の資源化を推進する。資源化可能な紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ごみ搬入時検査を実施し、分別されていないごみの搬入防止と分別指導の徹底を図る。

大規模事業所等を対象にごみ減量化計画の策定指導を強化し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を図る。

事業者・市民・行政の三者連絡協議会を定期的を開催し、ごみ減量・資源化を三者一体で推進する。

5 ごみの分別排出及び収集

(1) ごみの分別について

種 別	例 示
燃やすごみ	生ごみ、布きれ、紙くず、プラスチック、ゴム・皮革製品等
燃やさないごみ	金属類、陶磁器、ガラス類、小型電気製品等
粗大ごみ	家具類、寝具類、板切れ、金属・プラスチック類、ガスコンロ、資源化できない大きさの木・幹等
資源化物	缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木等
有害・危険ごみ	蛍光管、割れガラス、カミソリ・カッター・刃物類等

(2) 家庭系ごみ

家庭ごみは直営と委託業者により、市長の指示する方法に従い所定の場所から収集する。

ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ及び危険ごみに分別して排出する。

- ・ 収集するごみの種類及び収集日等は別表のとおりとする。
- ・ 粗大ごみは電話申込により収集日を指定する。

引っ越し等により多量に排出されるごみ及び空き地の清掃に伴うごみは、排出者自ら、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬業者により、処理施設に搬入しなければならない。

(3) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、事業者自ら処理するか若しくは一般廃棄物収集運搬業者に依頼して処理しなければならない。

事業系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、缶、びん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、紙及び草木の種類に分別して排出する。

缶、びん、ペットボトル、紙及び草木の搬入は、市長の指示によるものとする。

事業活動に伴い多量に発生する草木は、那覇・南風原クリーンセンター及び市委託業者への搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、又は法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者へ委託しなければならない。

6 一般廃棄物(ごみ)の処理体制

(1) 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者

法第7条第5項第2号の一般廃棄物処理計画に適合するものとして、那覇市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可要綱(平成9年3月27日保健衛生部長決裁)に基づいて、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者は、次のとおりである。

個人 44人

許可番号	氏 名	所 在 地	許可番号	氏 名	所 在 地
3	栗國 重徳	那覇市首里末吉町 3-93-7	35	伊佐 眞助	那覇市首里石嶺町 4-365-2
5	祖平 憲一	那覇市字宇栄原557-9	37	比嘉 貫一	那覇市首里石嶺町 2-48-3
6	伊佐 常福	浦添市宮城5-8-1	38	村吉 常忠	浦添市勢理客3-2-27
7	大城 保	那覇市港町2-2-3	39	宮城 康雄	南城市大里字大里 1770-1
9	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107	40	根間 朝一	那覇市古島1-7-31
10	新垣 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	41	宮里 竹信	那覇市字真地270
11	上原 弘和	那覇市宮城1-4-16	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安301
14	根間 正吉	浦添市大平1-22-13	46	上原 勝	那覇市高良2-15-58
16	伊野波 盛堅	南風原町字宮平 426-12	47	新里 順政	南城市大里字大里 1624
17	上原 栄喜	浦添市西原6-15-1	48	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚811-7	49	根間 正明	那覇市字真嘉比 350-1
19	松原 秀明	那覇市字松川524-1	51	川上 博敏	浦添市当山2-32-22
20	栗國 恒男	浦添市字経塚811-60	53	吉浜 克実	那覇市松川2-11-15

21	根間 喜代美	浦添市伊祖1-22-3	54	前門 精和	那覇市松川1-12-27
22	玉城 宏	南城市大里字高平 131-18	55	普天間 俊幸	南城市大里字高平 722-5
23	城間 幸子	那覇市字真嘉比169	56	吉浜 俊一	那覇市首里末吉町 4-1-6
24	嘉陽 勝次	那覇市首里石嶺町 4-411	60	上田 長廣	浦添市西原4-5-1
25	平良 義勝	西原町字池田371-22	61	安元 キク工	浦添市字経塚811-51
26	玉城 正徳	南城市大里字大里807	62	平良 夏毅	豊見城市字金良12
27	花城 利彦	南風原町字山川449	63	銘苅 茂信	南城市大里字古堅 1011-3
28	兼浜 康喜	那覇市字国場254番 地 1	64	福里 正吉	那覇市首里石嶺町 2-65
32	伊良波 哲	北中城村字島袋359	65	金城 盛隆	浦添市伊祖3-9-18

法人 12社

許可番号	会 社 名	代表者名	所 在 地
1	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稻嶺1459番地 1
8	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良28
31	(有)三友	崎濱 秀範	那覇市繁多川4-15-20
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場1171番地の 1
34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真321-4
50	(資)共栄環境	下田 美智代	那覇市首里石嶺町2-30
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊3-1-17
59	(資)沖縄公衆衛生	城間 勇吉	那覇市松山2-25-16
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田1-15-18
68	友平衛生社(有)	友利 久雄	那覇市字仲井真294-3

特定許可 1人 (特殊ごみ：産汚物等)

許可番号	氏 名	所 在 地
103	平良 博一	豊見城市字金良28

特定許可 1人、6社 (自衛隊基地から排出される草木限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁雄	那覇市字真地273
106	(株)国際重機	金城 忍	那覇市字安謝653
107	昭和技研(有)	松岡 啓	浦添市安波茶2-5-7
108	(資)久比嘉建設	比嘉 久治	那覇市繁多川5-7-16
109	宮城 俊三		那覇市上間579-1(グリーンエコー サービス)
110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安558-8
111	(有)吉田開発	吉田 健英	那覇市東町7-5

特定許可 1人、1社 (生ごみ限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
121	諸見里 眞弘		八重瀬町字長毛345
122	(資)オキスイ	宮城 明美	沖縄市知花6-23-7

7 中間処理施設

(1) 焼却施設の概要(那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇・南風原クリーンセンター
所在地	南風原町字新川650番地
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラ付)+電気式灰溶融炉+破砕選別設備
焼却能力	450トン/日(150トン/24H×3炉)
灰溶融炉	52トン/日(26トン/日×2炉)
破砕選別設備	39トン/5H(そ大ごみ6トン/5H、不燃ごみ33トン/5H)
発電容量	8,000Kw

(2) 資源化施設の概要

施設名	那覇市リサイクルプラザ
所在地	南風原町字新川641番地
主要設備	破袋機、磁選機、プレス機、圧縮梱包機等
処理能力	50t/日(10t×5H)

8 一般廃棄物最終処分場

(那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇エコアイランド
埋立面積	27,000m ²
埋立容量	107,000?
水処理施設処理能力	90? / 日
廃棄物埋立期間	平成19年度～平成28年度(概ね10年)
廃棄物埋立護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

9 し尿・浄化槽汚泥の処理

(1) 処理体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥)収集運搬業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により、収集運搬を行い、倉浜衛生施設組合において陸上処理を行う。

一般廃棄物(し尿)収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙2-20-11

浄化槽清掃業者及び一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
2	那覇衛生管理サービス	大城 秀吉	那覇市与儀2-4-7

3	那覇衛生設備工業	仲里 猛	南風原町字津嘉山 1605-2
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真205-3
7	大西衛生	仲間 千吉	西原町字小那覇83
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山675
9	アサヒ浄化槽清掃社	富本 祐昌	那覇市長田1-8-9
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙2-20-11

中間処理施設

施設名	那覇市し尿中継施設
所在地	浦添市伊奈武瀬1丁目7番2号
貯留能力	1,000kl

し尿・浄化槽汚泥の陸上処理委託

委託先	倉浜衛生施設組合
所在地	沖縄市字倉敷152番地
し尿処理施設	清水苑
所在地	宜野湾市伊佐4丁目9番6号
処理委託量	7,747kl

10 し尿等下水道放流施設

処理能力24kl / 日 (し尿10kl、浄化槽汚泥14kl) の下水道放流前処理施設を建設予定 (平成20年度供用開始予定)。

所在地	浦添市伊奈武瀬1丁目5番1号
面積	2,249m ²
処理能力	24kl / 日
工事期間	平成18年度～19年度

11 細目について

市民に配布する「家庭ごみの正しい分け方・出し方」、事業所に配付する「事業系ごみの分け方・出し方」、その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。

別 表(地域別ごみ収集曜日)

収集 地域	燃やすごみ	燃やさない ごみ 有害・危険 ごみ		かん	ペ ット ボ トル	びん	紙・布	草・木	
	火・金曜日	第2 第4	月曜日	木曜日			水曜日	第1 第3 第5	月曜日
	月・木曜日		火曜日	金曜日			水曜日		火曜日
	火・金曜日		月曜日	水曜日	月曜日	木曜日			月曜日
	月・木曜日		火曜日	水曜日	火曜日	金曜日			火曜日

	収集 地域	地 域 名 (枝番・号は省略)		
首 里		赤田町1～3丁目 赤平町1～2丁目 石嶺町1～4丁目 池端町 大中町1～2丁目 儀保町1丁目 儀保町2丁目1～6番地 儀保町3丁目 儀保町4丁目 19～24、 79-7・10・11・14 番地	金城町1～4丁目 久場川町1～2丁目 崎山町1～4丁目 寒川町1～2丁目 平良町1丁目(県道241 号線より城北小学校 側) 平良町2丁目(9～18番 地) 汀良町1～3丁目 当蔵町1～3丁目	桃原町1丁目(1～25番 地)(8～9番地を除く) 鳥掘町1～5丁目 真和志町1～2丁目 山川町1丁目(1～63番 地) 山川町2丁目(1、6、7-1・ 5・10番地) 山川町3丁目(1、4、7、 56、57、61番地)
		大名町1～3丁目 儀保町2丁目(1～6番 地を除く) 儀保町4丁目(19～24、 79-7・10・11・14番地を 除く) 末吉町1～4丁目	平良町1丁目(県道241 号線より大名側) 平良町2丁目(9～18番 地を除く) 桃原町1丁目(8～9番 地) 桃原町1丁目(26番地 以上)	桃原町2丁目 山川町1丁目(64番地以 上) 山川町2丁目(1、6、7-1・ 5・10番地を除く) 山川町3丁目(1、4、7、 56、57、61 番地を除く)
真 和 志		字安里 388～410 番地 安里交番の南側と安 里橋通り北側の間	字大道の県道 29 号線 (大道通り)より南側、 (128～129、172～ 172-8、172-10～173 番 地を除く)	字松川(295～542、600、 601、602番地を除く) 松川1～3丁目 三原 1～2 丁目
		字上間 上間1丁目 字国場(与儀国場北線 より寄宮側を除く) * 真和志 も参照し てください。	字古波蔵(304～378番 地を除く) 古波蔵2～4丁目 字識名 識名1～4丁目 字仲井真 長田1～2丁目	繁多川1～5丁目 字真地 三原3丁目 字与儀(372番地以上) 与儀2丁目 寄宮3丁目
		字安里の県道 29 号線 (崇元寺通り～大道通 り)より北側 安里 1～3 丁目	字大道の県道29号線 (大道通り)より北側 字古島 古島1～2丁目	字真嘉比 真嘉比2～3丁目 字松川(295～542、600、 601、602番地) 松島1～2丁目
		字安里 379～420 番地 (安里交番の北側と大 道大通り南側の間) 字国場(与儀国場北線 より寄宮側)	字大道(128～129、172 ～172-8、172-10～173 番地) 壺屋2丁目	字与儀(1～371番地) 与儀1丁目 字寄宮 寄宮1～2丁目

本 庁	曙1～3丁目 字安謝 安謝1～2丁目 字天久 天久1～2丁目 泉崎1丁目 字上之屋 上之屋1丁目	おもろまち1～4丁目 久米1～2丁目 久茂地1～3丁目 辻1～3丁目 壺屋1丁目 泊1～3丁目 西1～3丁目 東町	前島1～3丁目 牧志1～3丁目 松尾1～2丁目 松山1～2丁目 港町1～4丁目 字銘苅 銘苅1～3丁目 若狭1～3丁目
	旭町 泉崎2丁目 奥武山町	字古波蔵304～378番地 * 古波蔵2～4丁目は真和志の で表示 字楚辺 楚辺1～2丁目	字壺川 壺川1～3丁目 字二中前 樋川1～2丁目 山下町
小 禄	赤嶺1～2丁目 安次嶺 字宇栄原 宇栄原1～3丁目	字小禄 小禄1～5丁目 金城1～5丁目 鏡原町 具志1～3丁目	高良1～3丁目 字田原 田原1～4丁目 宮城1丁目

那覇市告示第 1 0 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

平成 19 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第 2 項及び那覇市会計規則第34条第 2 項により平成19年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所在地・電話番号
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良盛也	西原町字東崎 4 番地の 1 4 電 話 9 4 5 - 5 1 1 5
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺吉也	那覇市識名 1 1 6 9 電 話 8 3 4 - 1 4 1 4
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間良章	浦添市西洲 2 丁目 3 番地 2 電 話 8 7 5 - 3 7 7 7
有限会社 上原清吉商会 代表取締役 上原清吉	糸満市字潮平 7 4 9 番地 電 話 9 9 4 - 3 9 5 1

有限会社 大初 代表取締役 松長朋子	那覇市松尾2丁目19番7号 電 話 8 6 3 - 2 7 7 3
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城宗一	那覇市上間425番地 電 話 8 3 3 - 1 9 0 1
株式会社 太平パルタック 代表取締役 岸本幸一	浦添市西洲2丁目1番地1 電 話 8 7 9 - 2 2 7 7

公 告

那覇市公告第170号

平成19年3月6日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第一地区土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称 那 覇 市

3 施 行 地 区

那覇市	古 島	1丁目 2丁目	全 部
	真嘉比	1丁目 2丁目	
	松 島	1丁目 2丁目	
	字古島	古島宝口原	の 一 部
	首里山川町	2丁目	
	字松川	与那覇堂原	
	首里末吉町	4丁目	

- 4 事業施行期間 昭和50年 6月 5日から
平成20年 3月31日まで
- 5 事務所の所在地 那覇市字真嘉比343番地13
都市計画部区画整理課
- 6 事業計画の決定の年月日 昭和50年 6月 5日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成19年 3月 6日

那覇市公告第171号

平成19年3月6日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
小禄金城土地区画整理事業

- 2 施行者の名称 那 覇 市

- 3 施 行 地 区

那覇市	赤 嶺	1丁目 2丁目	全 部
	田 原	1丁目 2丁目 3丁目 4丁目	
	金 城	1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目	
	字安次嶺	安次嶺原	の一部

- 4 事業施行期間 昭和58年 8月11日から
平成20年 3月31日まで

- 5 事務所の所在地 那覇市字真嘉比343番地13
都市計画部区画整理課

6 事業計画の決定の年月日 昭和 5 8 年 8 月 1 1 日

7 事業計画の変更の年月日 平成 1 9 年 3 月 6 日

那覇市公告第 1 7 6 号

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

掲 示 済

道路位置の指定及び変更・廃止について

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課にそなえて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度道路位置指定 (変更・廃止)

指 定 年 月 日	位置 指定 番号	道路位置指定の地名・地番	道路幅員 (m)	延長 (m)	内容
平成 18 年 12 月 18 日	6	那覇市字国場 10・11	5.00m	5.00m	変更・廃止
平成 19 年 1 月 17 日	7	那覇市首里寒川 1 丁目 70-2	5.00m	27.67m	位置指定
平成 19 年 2 月 21 日	8	那覇市首里鳥堀町 4 丁目 67-6・ 9、70-18・19・20、107-92・94 番 地	4.00 ~ 5.00m	37.00m	位置指定

那覇市公告第 1 7 9 号

平成 1 9 年 3 月 1 9 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画変更図書の写し送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施工

規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・5・1号小禄赤嶺線

都市計画の種類：那覇広域都市計画臨港地区

都市計画の名称：那覇臨港地区

泊・新港臨港地区

縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（那覇市銘苅 2-3-1 銘苅庁舎 5 階）

那覇市公告第 1 8 1 号

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

（ 1 ）種類 那覇広域都市計画道路事業

（ 2 ）名称 3・4・那 4 7 号 石嶺福祉センター線

3・5・那 1 5 号 牧志壺屋線

3・3・1 7 号 石嶺線

2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

（ 1 ）場所 那覇市建設管理部道路建設課

（ 2 ）期間 平成 1 9 年 3 月 2 0 日～平成 2 1 年 3 月 3 1 日

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第1号

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

施 行 済

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 久高 将光

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局処務規程(昭和49年議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職制) 第3条 [略] 2 必要があるときは、課に主幹及び主査を置くことができる。 (職務権限) 第4条 [略] 2～4 [略] 5 主幹及び主査は、課の事務のうち特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 (職務代理) 第5条 [略] 2 課長に事故があるときは、主務の係長(主幹を置く課にあっては主幹)がその職務を代理する。	(職制) 第3条 [略] 2 必要があるときは、課に<u>副参事</u>、主幹及び主査を置くことができる。 (職務権限) 第4条 [略] 2～4 [略] 5 <u>副参事</u>、主幹及び主査は、課の事務のうち特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 (職務代理) 第5条 [略] 2 課長に事故があるときは、主務の係長(<u>副参事</u>を置く課にあっては<u>副参事</u>)がその職務を代理する。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 2 号

平成 1 9 年 3 月 1 9 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 4 0 1 号
指定工事店名 株式会社 琉金
営業所所在地 那覇市泊 2 丁目 2 9 番地 1
代表者名 高宮 康次
有効期間 自 平成 1 9 年 3 月 8 日
至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

指定(登録)番号 第 4 0 2 号
指定工事店名 有限会社 新垣設備
営業所所在地 うるま市字大田 6 3 2 番地の 1
代表者名 新垣 壮大
有効期間 自 平成 1 9 年 3 月 1 9 日
至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 3 3 号

平成 1 9 年 3 月 1 9 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

指定(登録)番号 第 273 号
 指定工事店名 有限会社 日向工業
 営業所所在地 那覇市首里大名町1丁目264番地
 代表者名 宜野座 清徳
 指定の有効期間 平成17年 4月 1日
 平成22年 3月31日
 異動年月日 平成18年10月20日
 異動事由 住所の変更

病院告示

那覇市病院告示第1号

平成19年4月2日

平成19年(2007年)2月那覇市議会定例会で議決された平成18年度那覇市病院事業会計補正予算(第3号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成18年度那覇市病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 平成18年度那覇市病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成18年度那覇市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量(4)主要な建設改良事業のうち医療器械器具及び備品購入等「1,291,864千円」を「1,353,006千円」に改める。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「630,557千円」を「645,843千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「69,058千円」を「71,969千円」に、過年度分損益勘定留保資金「561,499千円」を「573,874千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,659,986 千円	45,856 千円	1,705,842 千円
第2項 補助金	1 千円	45,856 千円	45,857 千円

支 出				
第 1 款	資本的支出	2,290,543 千円	61,142 千円	2,351,685 千円
第 1 項	建設改良費	1,450,227 千円	61,142 千円	1,511,369 千円

那覇市病院告示第 2 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

平成19年（2007年）2月那覇市議会定例会で議決された平成19年度那覇市病院事業会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市病院事業会計予算

（ 総 則 ）

第 1 条 平成 19 年度那覇市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（ 1 ）病 床 数	470 床
（ 2 ）年間患者数	
入 院	162,170 人
外 来	263,254 人
（ 3 ）一日平均患者数	
入 院	443 人
外 来	1,074 人
（ 4 ）主要な建設改良事業	
施設整備費	150,000 千円
医療器械器具及び備品購入等	150,000 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	病院事業収益	9,681,117 千円
第 1 項	医業収益	9,281,426 千円
第 2 項	医業外収益	381,689 千円
第 3 項	特別利益	18,002 千円
支 出		
第 1 款	病院事業費用	9,727,585 千円
第 1 項	医業費用	9,541,755 千円

第 2 項	医業外費用	118,637 千円
第 3 項	特別損失	17,193 千円
第 4 項	予備費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 653,513 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 14,285 千円、過年度分損益勘定留保資金 639,228 千円で補填する。)

収 入

第 1 款	資本的収入	509,972 千円
第 1 項	企業債	290,000 千円
第 2 項	補助金	1 千円
第 3 項	出資金	219,970 千円
第 4 項	固定資産売却収入	1 千円

支 出

第 1 款	資本的支出	1,163,485 千円
第 1 項	建設改良費	300,000 千円
第 2 項	企業債償還金	353,485 千円
第 3 項	投資	500,000 千円
第 4 項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
庶務係パソコン賃借料 IV	平成 2 0 年度から平成 2 1 年度	1,466 千円
画像システム (平成 19 年度分)	平成 2 0 年度から平成 2 4 年度	15,225 千円
診療情報管理及び受付業務委託料	平成 2 0 年度から平成 2 2 年度	222,711 千円
保温食器等賃借料	平成 2 0 年度から平成 2 1 年度	8,568 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	施設整備事業
限 度 額	150,000 千円
起債の方法	証書借入
利 率	年 8%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後に

	においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
起債の目的	機器備品整備事業
限 度 額	140,000 千円
起債の方法	証書借入
利 率	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	5,499,524 千円
(2) 交 際 費	500 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,700,000千円と定める。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第4号

平成19年3月16日

公 布 済

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(実施校) 第2条 給食センターの給食実施校 は、次のとおりとする。 [表 別記]	(実施校) 第2条 [略] [表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条の表]

名称	給食実施校
首里学校給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城北中学校 城南小学校 石嶺中学校 銘苅小学校
[略]	
那覇学校給食センター	大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 松 島中学校 安岡中学校
[略]	

[改正後 別記]

[第2条の表]

名称	給食実施校
首里学校給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城北中学校 城南小学校 石嶺中学校 松島中学校
[略]	
那覇学校給食センター	大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 銘 苅小学校 安岡中学校
[略]	

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 2 号

平成 1 9 年 3 月 1 6 日

施 行 済

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程(平成16年那覇市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、那覇市公民館条例施行規則(昭和50年那覇市教育委員会規則第6号)第9条に規定する、非常勤の館長(以下「館長」という。)の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。 (館長の任命) 第2条 館長は、公募による応募者の中から教育長が推薦し、教育委員会が任命する。	(趣旨) 第1条 この規程は、那覇市公民館条例施行規則(昭和50年那覇市教育委員会規則第6号)第9条に規定する非常勤の館長(以下「館長」という。)の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。 (館長の任命) 第2条 館長は、公募による応募者の中から教育長が任命する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成19年3月16日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

施 行 済

那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程(昭和59年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(効力及び適用場所) 第3条 [略] 2 この規程で委員会の事業所とは、次の事業所をいう。 (1)～(4) [略] (5) 図書館 (6)～(7) [略]	(効力及び適用場所) 第3条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) 図書館(視聴覚ライブラリーを含む。以下同じ。) (6)～(7) [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第2号
平成 1 9 年 3 月 2 0 日
施 行 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 部長 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)第19条第1項に規定する部長<u>相当</u>の職位のものをいう。 (2) 副部長 規則第19条第1項に規定する副部長<u>相当</u>の職位のものをいう。 (3) 課長 規則第19条第1項に規定する課長<u>相当</u>の職位のもの(主幹及び技幹を除く。)並びに那覇市立小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校」という。)の長をいう。 (4) 主幹 規則第19条第1項に規定する<u>主幹</u>をいう。	(用語の意義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 部長 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)第19条第1項に規定する部長<u>級</u>の職位のものをいう。 (2) 副部長 規則第19条第1項に規定する副部長<u>級</u>の職位のものをいう。 (3) 課長 規則第19条第1項に規定する課長<u>級</u>の職位のもの(担当副参事及び副参事を除く。)並びに那覇市立小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校」という。)の長をいう。 (4) 担当副参事等 規則第19条第1項に規定する<u>担当副参事及び副参事</u>をいう。

(5) 技幹 規則第19条第1項に規定する技幹をいう。

(6) 主査等 規則第19条第1項に規定する主査相当の職位のもの(調理技査を除く。)並びに学校の教頭及び主任教諭をいう。

(7)～(11) [略]

(専決の特例)

第6条 この規程により専決できる事項であっても、次の各号の一に該当する事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(1)～(5) [略]

2 課長の専決又は決定事項のうち部長があらかじめ定めるものについては、主幹又は技幹が専決し、又は決定する。

(グループリーダーへの専決権の委譲)

第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、課長の専決事項について、別表第5により規則第6条の2第2項のグループリーダー(主幹、技幹、主査及び技査に限る。以下同じ。)に専決権を委譲することができる。

2 主幹又は技幹(部長が指定する者に限る。)は、前条第2項による主幹又は技幹の専決事項について、別表第5により規則第6条の2第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。

(部長等の代決)

第9条 部長が専決する事項について、部長が不在のときは、副部長が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、第6条第2項の規定に基づき主幹又は技幹の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該主幹又

(5) 主幹等 規則第19条第1項に規定する主幹及び主査級の職位のもの(調理主査を除く。)並びに学校の教頭をいう。

(6)～(10) [略]

(専決の特例)

第6条 この規程により専決できる事項であっても、次に掲げる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(1)～(5) [略]

2 課長の専決事項のうち部長があらかじめ定めるものについては、担当副参事等が専決する。

(グループリーダーへの専決権の委譲)

第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、課長の専決事項について、グループリーダー(規則第6条の2第2項のグループリーダーのうち主幹等に限る。以下同じ。)に専決権を委譲することができる。

2 担当副参事等(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、前条第2項による担当副参事等の専決事項について、グループリーダーに専決権を委譲することができる。

(部長等の代決)

第9条 部長が専決する事項について、部長が不在のときは、副部長が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。

は技幹が代決する。

- 2 副部長が専決する事項について、副部長が不在のときは、主務の課長が代決する。ただし、第6条第2項の規定に基づき主幹又は技幹の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該主幹又は技幹が代決する。
- 3 課長又は主幹若しくは技幹が専決する事項について、専決者が不在のときは、当該業務のグループリーダーが代決する。
- 4 グループリーダーが専決する事項について、専決者が不在のときは、課長の指名する当該グループの主幹若しくは技幹又は主査若しくは技査が代決する。

5 [略]

別表第1(第5条関係)

事務決裁基準表

教育長決裁基準

(1)～(7) [略]

(8) 次に掲げる事項のうち重要なもの

ア 許可、認可その他の行政処分に関すること。

(9) [略]

部長決裁基準

(1) [略]

(2) 教育長が処理することが適当であると思われるものを除く、次の各事項の決定に関すること。

ア 許可、認可その他の行政処分に関すること。

(3)～(4) [略]

副部長決裁基準～課長決裁基準

- 2 副部長が専決する事項について、副部長が不在のときは、主務の課長が代決する。

- 3 課長又は担当副参事等が専決する事項について、専決者が不在のときは、当該業務のグループリーダーが代決する。

- 4 グループリーダーが専決する事項について、専決者が不在のときは、課長の指名する当該グループの主幹等が代決する。

5 [略]

別表第1(第5条関係)

事務決裁基準表

教育長決裁基準

(1)～(7) [略]

(8) 次に掲げる事項のうち重要なもの

ア 許可、認可その他の行政処分に関すること。

イ 附属機関に対する諮問に関すること。

(9) [略]

部長決裁基準

(1) [略]

(2) [略]

ア [略]

イ 附属機関に対する定例的又は軽易な諮問に関すること。

(3)～(4) [略]

副部長決裁基準～課長決裁基準

[略] <u>主査等決裁基準</u> (1)～(5) [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記] [別表第5 別記]	[略] <u>主幹等決裁基準</u> (1)～(5) [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 別表の改正規定において、改正部分に係る罫線に対応する改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 6 別表の改正規定において、改正部分に係る罫線に対応する改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。 7 別表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 8 改正前の欄中の別表名の表示に対応する改正後の欄中に当該別表名の表示がない場合は、当該別表を削る。	

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
人事に関する事項	市費負担職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務の免除で生涯学習部長があらかじめその範囲等を示して指定するもの並びに県費負担教職員の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年沖縄県例(昭和47年沖縄県条例第43号)に規定する休暇及び職務専念義務の免除の承認に関すること。	[略]
		<u>主幹・技幹・主査等</u>以下(学校に勤務する職員の内校長の3日以内及びその他の職員の7日以内) [略]

	[略]		
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	部長・副部長	[略]
		[略]	
		主幹・技幹・主査等以下	[略]
	市費負担職員の国内出張命令に関すること。	[略]	
主幹・技幹・主査等以下		[略]	
	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

共通決裁事項

事項	区分		決裁者
人事に関する事項	市費負担職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務の免除で生涯学習部長があらかじめその範囲等を示して指定するもの並びに県費負担教職員の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)に規定する休暇及び職務専念義務の免除の承認に関すること。	[略]	
		担当副参事等及び主幹等以下(学校に勤務する職員の内校長の3日以内及びその他の職員の7日以内)	[略]
	[略]		
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	部長及び副部長	[略]
		[略]	
		担当副参事等及び主幹等以下	[略]
	市費負担職員の国内出張命令に関すること。	[略]	
担当副参事等及び主幹等以下		[略]	
[略]			
[略]			

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
総務課	[略]	
	別表第2の共通決裁事項以外の	[略]
	職員の休暇及び職務専念義務の	課長・主幹・技幹 [略]
	免除の承認に関する事。	主査等以下 [略]
	[略]	
	職員の営利企業等の従事許可に	[略]
	関すること。	副部長・課長 [略]
		主幹・技幹・主査等以下 [略]
	[略]	
	職員の手当受給資格の認定に関する事。	主幹
	職員に係る諸証明に関する事。	主幹
	臨時職員及び非常勤職員の社会保険(公務災害補償を除く。)及び厚生に関する事。	主幹
生涯学習課	[略]	
	各種団体の講師あっせんに関する事。	[略]
	森の家みんなの使用許可及びその取消しに関する事。	課長
学校教育課	[略]	
	県費負担教職員に係る休職及び復職内申に関する事。	校長・教頭 [略]
やる気・元気サポート室	不登校に係る事項の処理に関する事。	重要 部長
		軽易 課長
学務課	[略]	
	[略]	

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
総務課	[略]	
	別表第2の共通決裁事項以外の	[略]
	職員の休暇及び職務専念義務の	課長及び担当副参事等 [略]
	免除の承認に関する事。	主幹等以下 [略]
	[略]	
	職員の営利企業等の従事許可に	[略]
	関すること。	副部長及び課長 [略]

		担当副参事等及び主幹等以下	[略]
	[略]		
	職員の手当受給資格の認定に関すること。		主幹等
	職員に係る諸証明に関すること。		主幹等
	臨時職員及び非常勤職員の社会保険(公務災害補償を除く。)及び厚生に関すること。		主幹等
	[略]		
生涯学習課	[略]		
	各種団体の講師あっせんに関すること。		[略]
学校教育課	[略]		
	県費負担教職員に係る休職及び復職内申に関すること。	校長及び教頭	[略]
総合青少年課		[略]	
	不登校に係る事項の処理に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
	行事の企画、運営及び実施に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
	各種団体の講師あっせんに関すること。		課長
	青少年指導員連絡会及び研修に関すること。		課長
	街頭指導に関すること。		課長
青少年相談及び継続指導に関すること。		課長	
学務課	[略]		
[略]			

[改正前 別記]

別表第4(第4条関係)

教育機関個別決裁事項

所属	事項	決裁者
[略]		
久茂地公民館	臨時職員及び非常勤職員(館長を除く。)の休暇の承認に関すること。	主査等
小禄南公民館	教育費雑入に係る歳入の調定、納付又は納入の通知に関すること。	[略]
首里公民館	委託契約に関すること。	2万円未満 主査等
若狭公民館		[略]
石嶺公民館	物品の購入に関すること。	30万円未満 主査等
繁多川公民館		[略]
	支出負担行為及び支出命令に関すること。	30万円未満 主査等
	施設の使用許可及びその取消しに関すること。	主査等
	各種学級及び講座等の企画運営に関すること。	主査等

	各種の団体、機関等の連絡・調整、資料の収集、作成及び配布に関する事。	主査等
	各種団体の講師あっせんに関する事。	主査等
図書館	分館の臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関する事。	主査等
	[略]	
	資料の寄贈依頼及び礼状に関する事。	[略]
	軽易	主査等
	[略]	
[略]		
教育研究所	[略]	
青少年センター	青少年指導員連絡会及び研修に関する事。	課長
	街頭指導に関する事。	課長
	青少年相談及び継続指導に関する事。	課長
学校給食センター	[略]	
	学校給食の中止又は停止に関する事。	[略]
	軽易	主査等
	臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関する事。	主査等
	委託契約に関する事。	[略]
	30万円未満	主査等
	物品の購入に関する事。	[略]
	30万円未満	主査等
	支出負担行為及び支出命令に関する事。	[略]
	30万円未満	主査等
学校	[略]	

[改正後 別記]

別表第4(第4条関係)

教育機関個別決裁事項

所属	事項	決裁者
[略]		
久茂地公民館	臨時職員及び非常勤職員(館長を除く。)の休暇の承認に関する事。	主幹等
小禄南公民館	教育費雑入に係る歳入の調定、納付又は納入の通知に関する事。	[略]
首里公民館	委託契約に関する事。	[略]
若狭公民館	30万円未満	主幹等
石嶺公民館	物品の購入に関する事。	[略]
繁多川公民館	30万円未満	主幹等
	支出負担行為及び支出命令に関する事。	[略]
	30万円未満	主幹等
	施設の使用許可及びその取消しに関する事。	主幹等
	各種学級及び講座等の企画運営に関する事。	主幹等
	各種の団体、機関等の連絡・調整、資料の収集、作成及び配布に関する事。	主幹等

	各種団体の講師あっせんに関する事。		主幹等
図書館	分館の臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関する事。		主幹等
	[略]		
	資料の寄贈依頼及び礼状に関する事。	[略]	
		輕易	主幹等
	[略]		
[略]			
教育研究所	[略]		
学校給食センター	[略]		
	学校給食の中止又は停止に関する事。	[略]	
		輕易	主幹等
	臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関する事。		主幹等
	委託契約に関する事。	[略]	
		30万円未満	主幹等
	物品の購入に関する事。	[略]	
		30万円未満	主幹等
	支出負担行為及び支出命令に関する事。	[略]	
		30万円未満	主幹等
小学校及び中学校	[略]		
幼稚園	文書の保存及び保存文書の廃棄に関する事。		課長
	<u>別表第2の共通決裁事項に掲げるもののうち、幼稚園の職員の休暇の承認に関する事。</u>	主任教諭の3日を超えるもの及び教諭の7日を超えるもの	課長
		主任教諭の3日以内及び教諭の7日以内	主幹等
	非常勤職員の休暇の承認に関する事。		主幹等
	<u>職員の国内出張命令の承認に関する事。</u>	主任教諭の3日を超えるもの及び教諭の7日を超えるもの	課長
		主任教諭の3日以内及び教諭の7日以内	主幹等
	<u>職員の研修に関する事。</u>		主幹等
	<u>入園、退園、転園及び休園に関する事。</u>		主幹等
	<u>出席簿の作成に関する事。</u>		主幹等
	<u>園児の健康診断の実施に関する事。</u>		主幹等
<u>防災計画に関する事。</u>		主幹等	
<u>入園料及び保育料の収納に関する事。</u>		主幹等	

	物品購入に関する <u>こと。</u>	30万円以上50万 円未満	課長
		30万円未満	主幹等
	その他の定例的な幼稚園事務に関する <u>こと。</u>	重要	課長
		軽易	主幹等

[改正前 別記]

別表第5(第7条関係)

グループリーダーへの専決権委譲の目安

区分	目安
グループリーダーが主 幹・技幹の場合	別表第1の課長決裁基準並びに別表第2(人事に関する事 項を除く。)及び別表第3の課長の決裁者区分に準ずる。
グループリーダーが主 査・技査の場合	別表第1の主査等決裁基準及び別表第4の主査等の決裁 者区分に準ずる。

那覇市教育委員会教育長訓令第3号

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

施 行 済

那覇市教育委員会局議規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会局議規程等の一部を改正する訓令

(那覇市教育委員会局議規程の一部改正)

第1条 那覇市教育委員会局議規程(昭和61年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の
一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(構成) 第3条 局議は、教育長、部長及び副 部長で構成する。ただし、付議事項 が、幼稚園についてのものであると き及び幼稚園に関連するものを含	(構成) 第3条 局議は、教育長、部長及び副 部長で構成する。ただし、付議事項 が、幼稚園についてのものであると き及び幼稚園に関連するものを含

むものであるときは、 <u>こどもみらい局長及びこどもみらい課長</u> を加えるものとする。	むものであるときは、 <u>こどもみらい部長及びこどもみらい部副部長</u> を加えるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第2条 那覇市教育委員会文書取扱規程(平成9年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(回議) 第22条 起案文書は、関係課員、係長、課長、副部長、部長、教育長の順(補助執行の場合においては、教育長の後に <u>助役</u> 、市長の順とする。)に、当該決裁権者まで回議しなければならない。ただし、人事に関する文書で秘密を要するものについては、この限りでない。	(回議) 第22条 起案文書は、関係課員、係長、課長、副部長、部長、教育長の順(補助執行の場合においては、教育長の後に <u>副市長</u> 、市長の順とする。)に、当該決裁権者まで回議しなければならない。ただし、人事に関する文書で秘密を要するものについては、この限りでない。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市教育委員会職員の勤務の記録に関する規程の一部改正)

第3条 那覇市教育委員会職員の勤務の記録に関する規程(平成16年那覇市教育委員会教育長訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤務の記録の整理等) 第2条 職員の勤務の記録は、那覇市教育委員会の組織等に関する規則第19条第1項に規定する課長 <u>相当</u> の職位のもの(<u>主幹及び技幹</u> を除く。)並びに那覇市立小学校、中学校及び幼稚園の長(以下「所属長」という。)が整理し、及び保管する。 2 [略]	(勤務の記録の整理等) 第2条 職員の勤務の記録は、那覇市教育委員会の組織等に関する規則第19条第1項に規定する課長 <u>級</u> の職位のもの(<u>担当副参事及び副参事</u> を除く。)並びに那覇市立小学校、中学校及び幼稚園の長(以下「所属長」という。)が整理し、及び保管する。 2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。